

平成30年11月定例会

文教厚生委員会説明資料（その2）

教 育 委 員 会

目 次

I 提出案件	-----	1
1 その他の議案等	-----	1
(1) 条例案	-----	1

I 提出案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

① 徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（教職員課）

ア 改正の理由

平成30年10月17日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の学校職員の給与について改定を行う必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 徳島県学校職員給与条例の一部改正

a 給料表の改定

全ての給料表について、若年層に重点を置きながら全ての号俸において給料月額を引き上げることとする。

b 諸手当の改定

(a) 初任給調整手当について、高等学校等教育職給料表の適用を受ける医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度額を5万800円に引き上げることとする。

(b) 期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の130に改定することとし、また、再任用学校職員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の72.5に改定することとする。

(c) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の95に引き上げることとし、また、再任用学校職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の47.5に引き上げることとする。

- (d) 勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の92.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の92.5に引き下げることとし、また、再任用学校職員の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の45に引き上げ、12月期の支給割合を100分の45に引き下げることとする。

ウ 施行期日等

- (ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(ア)のbの(b)及び(d)については、平成31年4月1日から施行することとする。
- (イ) イの(ア)のa及びbの(a)については平成30年4月1日から、イの(ア)のbの(c)については同年12月1日から適用することとする。